

審議会の概要

審議会の名称	舞鶴市上下水道事業審議会
設置年月日	平成29年4月1日
設置根拠条例	舞鶴市上下水道事業審議会条例
設置の目的	水道事業及び下水道事業の効率的かつ効果的な運営を図るため。
所掌事務内容	市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。
委員数	13名以内